

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、複数の事業場において、平成○年○月から平成○年○月○日までに少なくとも○年○か月間、インパクトレンチ、サンダー等の振動工具を使用する業務に従事していた。
- 2 請求人は、手の痛みがひどくなったとして、平成○年○月○日、A病院に受診し、「振動病の疑い」（以下「本件疾病」という。）との診断を受けた。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものである旨主張する。

振動障害の業務上外の判断に関しては、労働省（現厚生労働省）労働基準局長が、「振動障害の認定基準について」（昭和52年5月28日付け基発第307号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下認定基準に基づき検討する。

(2) 一件記録によれば、請求人は、平成○年○月から平成○年○月までの間、3つの事業場においてインパクトレンチ、サンダーの振動工具を使用して自動車の組立て、機械部品製造業務に従事していたが、平成○年○月から平成○年○月までは持病の治療に専念し、その後、平成○年○月から平成○年○月まで派遣作業員としてベビーグラインダーの振動工具を使用する自動車部品の製造業務に従事していたものの、作業中に右手首を捻ったことを契機として退職し、以後現在まで就労していないものである。請求人は、平成○年○月に○被害者手帳の交付を受け、平成○年○月○日に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳障害等級第2級の認定を受けているが、これまでに振動障害の症状であるとの理由で治療を受けたことはなく、本件請求を行うに当たり、平成○年○月○日になって初めて受診したものである。

そうすると、当審査会としても、決定書理由で説示するとおり、認定基準の記の2の要件を満たしていないと判断する。

(3) 以上のことから、請求人の本件疾病は業務上の事由によるものと認めることはできない。その他、請求人の主張について子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。